

条例案について

■ 第 3 回検討委員会からの変更について

変更前	変更後
(事業者の責務) 第 8 条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、当該事業活動において、人権尊重のまちづくりに寄与するものとする。	(事業者の責務) 第 8 条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、<u>人権を尊重した事業活動を行うものとする。</u>
(相談体制の充実) 第 10 条 市は、人権に関する様々な課題に係る相談に的確に応じるため、国、県その他の関係機関と連携し、相談体制等の充実に努めるものとする。	(相談体制の充実) 第 10 条 市は、人権に関する様々な<u>相談に的確に応じ、支援するため</u>、国、県その他の関係機関と連携し、相談体制等の充実に努めるものとする。
(浜田市人権尊重推進委員会の設置) 第 11 条 2 委員会は、前項の規定による調査審議のほか、基本計画を評価し、及び検証し、市長に意見を述べることができる。	(浜田市人権尊重推進委員会の設置) 第 11 条 2 委員会は、前項の規定による調査審議のほか、基本計画を<u>検証</u>し、及び<u>評価</u>し、市長に意見を述べることができる。

(仮称) 浜田市人権を尊重するまちづくり条例 (案)

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」とした世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理です。

我が国においても、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律等が制定され、差別の解消の推進や人権を尊重する社会の実現のための取組が積極的に進められています。

浜田市は、近世以降、日本海交易の中心地の一つとして、他の地域と結びつき、多くの人との交流を通して多様な文化を取り入れながら発展してきた都市です。

平成 20 年には、島根あさひ社会復帰促進センターの開所を契機に、人権尊重の都市の実現を目的として、浜田市人権尊重都市宣言を制定し、人権問題について共に考え、理解し、お互いが人権を尊重する心豊かな住みよいまちを築く取組を進めてきました。また、令和 2 年には、浜田市協働のまちづくり推進条例を制定し、その基本理念に基づき、一人ひとりが相手の立場や違いを尊重し、お互いを助け合うことにより、協働のまちづくりを推進しています。

しかしながら、依然として、様々な人権侵害や差別が存在しています。特に、社会経済情勢や時代の変化に伴い、インターネットを利用した悪質な書き込み、性的指向と性自認への誤った認識による発言、新型コロナウイルス感染症をはじめとする疾病等を理由とした偏見などの人権侵害や差別が新たな課題として生じています。

このような課題を解決し、一人ひとりが尊重される社会を実現するためには、一人ひとりの個性、違い、様々な文化を多様性として認め合い、人権に関する様々な課題についての認識を深めるとともに、差別を無くす意思を持ち、行動を起こすことが必要です。

ここに、私たちは、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指し、この条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、人権尊重のまちづくりを推進するための基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、あらゆる差別及

び偏見の解消を図り、もって全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、又は滞在する者（通勤又は通学をする者を含む。）をいう。

(2) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。

（基本理念）

第3条 人権尊重のまちづくりは、全て的人是しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという考えの下、一人ひとりの個性を尊重し、多様性を認め合い、共に支え合う心の醸成に努めることにより行わなければならない。

（差別及び人権を侵害する行為の禁止）

第4条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他社会のあらゆる場所及び場面において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 年齢、障がい、人種、国籍、言語、性別、性的指向、性自認、疾病、被差別部落出身その他の事由を理由とした不当な差別的行為

(2) いじめ、虐待、体罰、ハラスメント（行為者の意図にかかわらず、相手方を不快にさせ、相手方の尊厳を傷つけ、又は相手方に不利益若しくは脅威を与えることをいう。）その他の人権を侵害する行為

（市民の権利）

第5条 市民は、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有する。

（市の責務）

第6条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権尊重のまちづくりに必要な施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

2 市は、人権施策の推進に当たっては、市民及び事業者並びに国、県その他の関係機関と連携して取り組むものとする。

（市民の責務）

第7条 市民は、基本理念にのっとり、自ら人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、自らの権利を行使するに当たっては、社会の構成員としての責任を自覚し、常に他者の人権を尊重するものとする。

2 市民は、市が推進する人権施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第 8 条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権尊重の意識の高揚に努めるとともに、人権を尊重した事業活動を行うものとする。

2 事業者は、市が推進する人権施策に協力するよう努めるものとする。

（人権施策の推進）

第 9 条 市は、人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 人権施策の基本理念及び基本目標

(2) 人権尊重の意識の高揚を図るための教育及び啓発に関すること。

(3) 人権に関する課題に対する取組に関すること。

(4) その他人権施策を推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ浜田市人権尊重推進委員会に諮問するものとする。

（相談体制の充実）

第 10 条 市は、人権に関する様々な相談に的確に応じ、支援するため、国、県その他の関係機関と連携し、相談体制等の充実に努めるものとする。

（浜田市人権尊重推進委員会の設置）

第 11 条 第 9 条第 3 項の規定による諮問に応じて調査審議するため、浜田市人権尊重推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項の規定による調査審議のほか、基本計画を検証し、及び評価し、市長に意見を述べることができる。

（委員会の委員）

第 12 条 委員会の委員は、15 人以内とする。

2 委員は、人権施策に関し識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員にあっては、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（その他）

第 13 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている浜田市人権教育・啓発推進基本計画は、第 9 条第 1 項に規定する基本計画とみなす。

(浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 20 年浜田市条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

別表浜田市ひゃこるネットみすみ放送番組審議会委員の項の次に次のように加える。

浜田市人権尊重推進委員会委員	〃 6,000 円
----------------	-----------